





(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計欄の記載は省略することができる。
6. 適及適用及び修正再表示（以下「適及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている適及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりかたい場合には、当該様式に準じて記載すること。